

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴うため。

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年伊丹市条例第 号）

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第39号）の一部を次のように改正する。
第17条第1項第2号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。